

= 帯広市立広野小学校 いじめ防止基本方針 =

=いじめの定義=

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省)

※平成 29 年には「いじめ」が解消されたとするのは以下のようにすると定義が見直された。

- ①いじめがとまっている状態が継続（3カ月が目安）
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

1. いじめについての基本的考え

(1) いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

(2) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにもおこりうるものであり、その解消に向けて一丸となって取り組んでいく。

(3) 問題発生時の指導及び組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

〈いじめ防止対策委員会構成員〉

校長、教頭、指導部担当、学級担任、養護教諭、事務職員

〈活 動〉

- ①いじめの未然防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・発見されたいじめ事案への対応等

〈開 催〉

- 月 1 回の定例職員会議を定例会とする
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- いじめ事案発生時は緊急開催する

(4) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校 HP や学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

2. いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

○児童と児童・児童と教職員・児童と保護者、地域住民との人間的なふれあい、絆、信頼関係の構築が基本となる。また、「いじめの未然防止」に向けて教師の意識を高めていく。

①「いじめ」防止についての研修

- ・いじめに関する各種資料等をもとに全職員が危機感を共有する。
- ・子どもの小さな予兆やサインの把握の重要性を認識する。

児童生徒の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール ほっと」等の活用

- ・外部講師による講演会、授業を取り入れる。

②学級経営

- ・自己有用感が得られる学級づくりを進める。

③授業の指導の充実

- ・授業を工夫する。（わかる授業・全ての児童が参加・活躍できる授業）
- ・言語活動によるコミュニケーション能力を向上させる。
- ・道徳の時間・学級活動の時間等において、「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観、異文化などを理解させる指導を計画的に取り入れる。
- ・生徒指導の機能を生かす授業づくりを進める。（教師の受容的な態度）

④学校行事・児童会活動

- ・縦割り活動（異学年交流：運動会・遠足・農園活動・昔を学ぶ会等）や各種集会をとおして、児童が主体の仲間づくりを進める。
- ・児童生徒自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。また、いじめ撲滅の取組を充実させる。

⑤地域との交流

- ・地域と連携した教育活動（笛舞交流・八広地域水辺ゾーングランドワーク等）をとおして地域住民とのふれあいを大切にする。

(2) いじめの把握・早期発見

①いじめの調査等

- ・児童対象いじめアンケート調査 6月、11月
帯広市独自1月 学校独自7月、12月

②教職員による児童観察

- ・日常のささいな変化への気づき、情報の共有、速やかな対応

③保護者・地域による児童観察

- ・生活に変化はないか
- ・学校へ連絡していただける信頼関係が基本

④いじめ相談電話等、「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口の周知

- ・カードの配布等

3. いじめ発生時における取り組み

(1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。

(2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施する

など迅速に状況把握を行い、学校の取り組みについての記録化を行う。

(3) いじめを受けた生徒が学校へ登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童生徒や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。

(4) いじめを行った児童生徒に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童生徒に対して学級全体指導を行う。

(5) いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対して助言を行う。

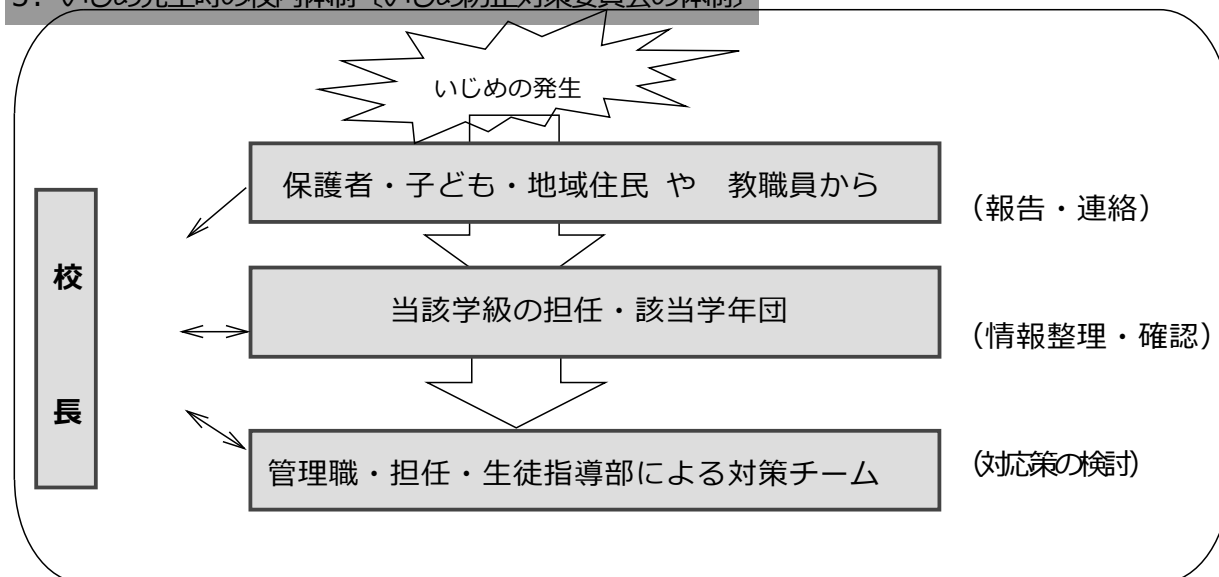
(6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。

(7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

4. 学校基本方針のP D C Aサイクル

- 4月 ・本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 7月 ・第1回取組評価アンケート(学校評価の中で)
- 8月 ・改善点の確認(校内研修)
- 12月 ・第2回取組評価アンケート(学校評価の中で)
- 1月 ・改善点の確認(校内研修)
- 2月 ・活動の評価と次年度の計画

5. いじめ発生時の校内体制〔いじめ防止対策委員会の体制〕



= 重大・緊急いじめ対応 =

- いじめ防止対策委員会(仮称)…情報収集(アンケート、聞き取り等)
指導体制の確認(チーム編成、指導方針の決定)
関係機関との連携(市教委・警察・児相等)
心のケア(スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー
心の教室相談員、市教委教育相談員等)
- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援